



山形県公報

令和5年4月7日(金)
第394号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……370
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……371
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……372
- 同……………(同) ……同
- 特定計量器の定期検査の実施……………(産業創造振興課) ……同
- 同……………(同) ……375
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……376
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……同
- 同……………(同) ……377
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……378
- 公共測量の実施の変更の通知……………(同) ……同
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 昭和60年4月県告示第525号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正……………(同) ……379
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……380
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………同

公 告

- 一般競争入札の公告……………(専門職大学整備推進課) ……381

告 示

山形県告示第264号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あんず	介護サービスあんず 南陽市島貫610番地の4	訪 問 介 護	令和 5. 3.31
社会医療法人公徳会	公徳会デイサービスセンターほのぼの 南陽市竹原2839番地の1	通 所 介 護	同
米沢市	米沢市立病院訪問看護ステーションつむぎ 米沢市相生町6番36号	訪 問 看 護	同
株式会社サン十字	株式会社サン十字訪問入浴介護サービス 米沢市桜木町1番-64号	訪 問 入 浴	同

山形県告示第265号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
米沢市	米沢市立病院訪問看護ステーションつむぎ 米沢市相生町6番36号	介護予防訪問看護	令和 5. 3.31
株式会社サン十字	株式会社サン十字訪問入浴介護サービス 米沢市桜木町1番-64号	介護予防訪問入浴	同

山形県告示第266号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人森の子会 米沢市万世町牛森4172番地の6	森の子はらやしき園 米沢市万世町梓山4117番地の1	生 活 介 護	20名	令和 5. 4. 1

山形県告示第267号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市宮町一丁目3番36号	だいまち 長井市高野町二丁目7番37号	就 労 移 行 支 援	令和 5. 3. 31

山形県告示第268号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
リブ株式会社 酒田市上安町三丁目3番地の16	放課後等デイサービス ライト 酒田市漆曾根字腰廻167番地	放課後等デイサービス	10名	令和 5. 4. 1

山形県告示第269号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社CRO-V E R	訪問介護事業所はなはま 酒田市高砂二丁目1番17号	訪 問 介 護	令和 5. 4. 1

山形県告示第270号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
社会福祉法人創奏の里 鶴岡市城北町22番8号	いなほ作業所 鶴岡市美咲町26番1号	生 活 介 護	10名	令和 5. 4. 1
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市泉町5番30号	鶴岡市ゆうあいプラザわくわく生活介護・自立訓練（生活訓練）事業所 鶴岡市家中新町18番50号	生 活 介 護	14名	同

社会福祉法人明松会 酒田市相沢字北森155番地	障がい福祉サービス事業所 いっぽ 酒田市南新町一丁目3番33号	生活介護	10名	同
----------------------------	---------------------------------------	------	-----	---

山形県告示第271号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市泉町5番30号	鶴岡市ゆうあいプラザわくわく生活介護・自立訓練（生活訓練）事業所 鶴岡市家中新町18番50号	自立訓練（生活訓練）	令和5.4.1
株式会社 s a t o 東田川郡庄内町宮曾根字宮の前123番地	y a o 8 東田川郡庄内町宮曾根字宮の前123番地	自立訓練（生活訓練）	同

山形県告示第272号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人支援センターなのはな畑 酒田市福山字貝ラケ8番地	グループホーム わとわ 酒田市砂越字谷地割138番の1	共同生活援助	令和5.4.1

山形県告示第273号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機関の名称
山辺町	計量法施行令第10条に規定する非自動はかり、分銅及びおもり	令和5年6月1日	午前10時から 午後2時30分まで	中央公民館	一般社団法人 山形県計量協会
中山町		同 月2日	午前10時から 午後2時30分まで	中山町役場	
西川町		同 月5日	午前10時30分から 午前11時30分まで	西川町役場大井沢支所	
		同	午後1時から 午後3時まで	西川町役場	
朝日町		同 月6日	午前10時から 午後2時30分まで	朝日町開発センター	

大江町	同	月 7 日	午前10時から 午後2時30分まで	大江町民ふれあい会館
河北町	同	月 8 日	午前10時から 午前11時30分まで	西里農村環境改善センター
	同		午後1時から 午後2時30分まで	溝延研修センター
酒田市	同	月 9 日	午前10時から 午後3時まで	河北町民体育館
	同	月12日	午後1時から 午後3時まで	平田総合支所
	同	月13日	午前11時から 正午まで	定期船飛島勝浦港発着所
	同	月14日	午後1時から 午後4時まで	八幡総合支所
	同	月15日	午前9時30分から 午前11時30分まで	広野コミュニティセンター
	同		午後1時30分から 午後4時まで	松山農村環境改善センター
	同	月16日	午前9時30分から 午後3時まで	酒田市総合文化センター
	同	月19日	午後1時から 午後4時まで	
	同	月20日	午前9時30分から 午後4時まで	
	同	月21日	午前9時30分から 午後4時まで	
同	月22日	午前9時30分から 午後4時まで		
川西町	同	月23日	午前9時30分から 午後3時まで	川西町役場
	同	月26日	午前10時から 午後2時30分まで	
高畠町	同	月27日	午前10時から 午後2時30分まで	和田地区公民館
	同	月28日	午前10時から 午前11時30分まで	
	同		午後1時から 午後3時まで	
	同	月29日	午前10時から 午後3時まで	中央公民館

米 沢 市	同	年7月3日	午前10時から 午前11時30分まで	東部コミュニティセン ター
	同		午後1時から 午後2時まで	上郷コミュニティセン ター
	同		午後2時30分から 午後3時30分まで	万世コミュニティセン ター
	同	月4日	午前10時から 午前11時30分まで	三沢コミュニティセン ター
	同		午後1時から 午後2時30分まで	南原コミュニティセン ター
	同	月5日	午前10時から 午後2時30分まで	窪田コミュニティセン ター
	同	月6日	午前10時から 午後2時30分まで	西部コミュニティセン ター
	同	月7日	午前10時から 午後2時30分まで	南部コミュニティセン ター
	同	月10日	午前10時から 午後2時30分まで	北部コミュニティセン ター
	同	月11日	午前10時から 午後2時30分まで	米沢市役所正面玄関入 口付近
遊 佐 町	同	月13日	午後1時から 午後3時30分まで	吹浦まちづくりセン ター
	同	月14日	午前9時30分から 午後2時30分まで	遊 佐 町 民 体 育 館
南 陽 市	同	月20日	午前10時から 午後2時30分まで	南陽市勤労者総合福祉 センター
	同	月21日	午前10時から 午後2時30分まで	（ワトワセンター南 陽）
	同	月24日	午前10時から 午後2時30分まで	南陽市防災センター （ 沖 郷 公 民 館 ）
	同	月25日	午前10時から 午後2時30分まで	
上 山 市	同	年8月2日	午前10時から 午後2時30分まで	上 山 市 役 所 （ 南 側 車 庫 棟 前 ）
	同	月3日	午前10時から 午後2時30分まで	
	同	月4日	午前10時から 午後2時30分まで	
小 国 町	同	月8日	午前10時30分から 午後3時まで	小 国 町 役 場 （ 東 側 駐 車 場 ）
飯 豊 町	同	月9日	午前10時30分から 午後3時まで	飯豊町中部地区農村活 性化センター （ 中 部 地 区 公 民 館 ）
白 鷹 町	同	月10日	午前10時から 午後2時30分まで	白 鷹 町 役 場

寒河江市	同	月22日	午前10時から 午後2時30分まで	西部地区公民館
	同	月23日	午前10時から 午後2時30分まで	寒河江市役所 (重機車庫前)
	同	月24日	午前10時から 午後2時30分まで	
	同	月25日	午前10時から 午後2時30分まで	
長井市	同	月28日	午前10時から 午後2時30分まで	長井市役所庁舎車庫
	同	月29日	午前10時から 午後2時30分まで	
	同	月30日	午前10時から 午後2時30分まで	

山形県告示第274号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日	検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
米 沢 市	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	令和5年6月1日から 同 年12月22日まで (指定定期検査機関が指定する日)	検査対象特定計量器の 所在場所又は指定定期 検査機関が指定する場 所	一般社団法人 山形県計量協会
酒 田 市				
寒河江市				
上 山 市				
長 井 市				
南 陽 市				
山 辺 町				
中 山 町				
河 北 町				
西 川 町				
朝 日 町				
大 江 町				
高 島 町				

川西町			
小国町			
白鷹町			
飯豊町			
遊佐町			

山形県告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
西川町土地改良区
- 2 事務所の所在地
西村山郡西川町大字海味1343番地の4
- 3 認可年月日
令和5年3月31日

山形県告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、米沢平野土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	樋 渡 由 美	米沢市万世町金谷701番8号
同	青 木 三 重 子	南陽市郡山1227番1号

山形県告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 認可年月日
令和5年3月28日

山形県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
白川土地改良区
- 2 事務所の所在地
長井市今泉552番地
- 3 認可年月日
令和5年3月28日

山形県告示第279号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
県営かんがい排水事業	吉田新堀西野地区	令和5年3月6日

山形県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年4月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市大字門伝字裏山2971番22から 同 1994番6まで	旧	24.0メートル } 6.2	360メートル
同 上	新	28.5メートル } 13.2	同上

山形県告示第281号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尾花沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
尾花沢市大字尾花沢地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和4年12月8日から令和5年3月23日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、水準測量）

山形県告示第282号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市飯田地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和4年10月11日から令和5年3月24日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、路線測量、現地測量）

山形県告示第283号

令和4年10月県告示第772号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、山形県知事から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

- （変更前）令和4年10月3日から令和5年3月24日まで
- （変更後）令和4年10月3日から令和5年9月29日まで

山形県告示第284号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域の名称 町浦1-1
- 2 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
山 形 市		蔵王飯田	水 上	835番乙	1号
			鶏 山	1328番1	2号
				1325番	3号
			向 山	1313番1	4号及び5号
		飯田五丁目		1309番11	6号
				153番7	7号
				151番23	8号
				151番21	9号

				151番16	10号
--	--	--	--	--------	-----

山形県告示第285号

昭和60年4月県告示第525号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課において縦覧に供する。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項第2号を次のように改める。

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から20号までを順次結んだ線及び標柱1号と20号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
村 山 市		大 淀	田 向	50番4	1号
			浦	854番5	2号
				896番114	3号
				853番1	4号
				896番279	5号
				863番	6号
				844番1	7号及び8号
				842番1	9号
				841番	10号及び11号
			石 橋	389番1	12号
				1番	13号
				2番5	14号
				3番	15号
			宝	29番	16号及び17号
			田 向	35番3	18号
				38番2	19号
				47番2	20号

山形県告示第286号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第221号
- 2 指定の場所 東根市大字板垣新田字麓114番31の一部、114番156
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
 延長 69.53メートル
- 4 指定年月日 令和5年3月30日

山形県告示第287号

次の開発行為は、完了した。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
 令和4年11月8日 指令村総建第306号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 第3工区（道路D）
 寒河江市中央工業団地5番先の一部、3317番の一部、3321番の一部、3322番の一部、3329番2、3329番2先の一部、3330番1の一部、3331番2の一部、3332番6の一部、3332番8の一部、3437番の一部、3457番の一部、3470番、3472番の一部、3473番の一部、3495番の一部、3496番の一部、3499番の一部、3500番の一部、3501番の一部、大字柴橋字山田3468番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
 寒河江市中央一丁目9番45号 寒河江市土地開発公社

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第7号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月7日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

新生児先天性代謝異常検査	追加検査料（原発性免疫不全症検査及び脊髄性筋萎縮症検査）	1回につき 5,500円
--------------	------------------------------	--------------

 を

「

新生児先天性代謝異常検査	追加検査料（原発性免疫不全症検査、脊髄性筋萎縮症検査、ライソゾーム病検査及び副腎白質ジストロフィー検査）	1回につき 8,250円
--------------	--	--------------

 に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に新生児先天性代謝異常検査の追加検査（原発性免疫不全症検査及び脊髄性筋萎縮症検査に限る。）の申込みをした者であって、この規程の施行の日以後に当該追加検査を受けた者から徴収する料金の額は、なお従前の例による。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、東北農林専門職大学（仮称）学内ネットワークシステム構築・運用業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和5年5月19日（金）午後2時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 東北農林専門職大学（仮称）学内ネットワークシステム構築・運用業務一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和11年2月28日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(12)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。
- (6) 過去5年以内に国、都道府県、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市、国立大学法人又は公立大学法人において、組織全体のネットワークシステムを構築した実績又は類似の実績（共同企業体の構成員として当該システムを構築した実績又は類似の実績を含む。）があること。
- (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体の全ての構成員が(5)の要件を満たしていること。

- (10) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。
- (11) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (12) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 総合評価落札方式に関する事項

この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。

(1) 総合評価の方法

イ 入札価格の評価方法 入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を入札価格評価点とする。

$$\text{入札価格評価点（1点未満切捨て）} = \{1 - (\text{入札価格} / \text{入札書比較価格})\} \times 300$$

ロ 価格以外の要素の評価方法 価格以外の要素の評価は、価格以外の要素として入札者に求める提案（以下「業務提案」という。）の内容の評価によるものとし、評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、業務提案評価点を付与する。

ハ 入札価格評価点及び業務提案評価点の配分 点数については1,000点満点とし、うち入札価格評価点を300点、業務提案評価点を700点とする。

ニ 総合評価点の算出方式 入札価格評価点及び業務提案評価点の合計を総合評価点とする。

- (2) 落札者の決定の方法 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。
- (3) 入札参加者の欠格 業務提案の内容を記載する書類（以下「業務提案書」という。）を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び業務提案書に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

5 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県農林水産部専門職大学整備推進課 電話番号023(630)2382

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和5年4月19日（水）正午までに山形県農林水産部専門職大学整備推進課に提出するとともに、併せて次のイ及びロに掲げる書類を当該イ及びロに定める日時までに提出すること。

イ 3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)から(11)に係る事項を証明する書類） 令和5年4月19日（水）正午

ロ 業務提案書 令和5年5月10日（水）午後3時

- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Setup of the intranet system for the Tohoku Professional University of Agriculture and Forestry (tentative name) and operational services: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P. M. May 19, 2023
- (3) Contact point for the notice: Professional University Development Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2382

令和5年4月7日印刷 発行所 山形県庁
令和5年4月7日発行 発行人 山形県